单
ω
<u>ග</u>
紙
爻
旷
$\overline{}$

	2. 糸	圣常外増減の部						
	(1)	経常外収益						
		会員厚生自家保険引当金戻入額		402,986		_		402,986
		経常外収益計		402,986		_		402,986
	(2)	経常外費用						
		固定資産除却損		673		939	Δ	266
		経常外費用計		673		939	Δ	266
		当期経常外増減額		402,312	Δ	939		403,252
		税引前当期一般正味財産増減額		177,062	Δ	58,797		235,860
		法人税、住民税及び事業税		1,444		1,464	△	20
		当期一般正味財産増減額		175,617	Δ	60,262		235,880
		一般正味財産期首残高		11,381,458		11,441,721	Δ	60,262
		一般正味財産期末残高		11,557,076		11,381,458		175,617
I	指定	官正味財産増減の部						
	华	持定資産運用益		19		20	Δ	1
	_	一般正味財産からの振替額		_		11,200	Δ	11,200
	_	一般正味財産への振替額	Δ	24,125	Δ	26,502		2,377
	크	当期指定正味財産増減額	Δ	24,106	Δ	15,282	Δ	8,824
	拊	旨定正味財産期首残高		903,995		919,278	Δ	15,282
	捐	旨定正味財産期末残高		879,889		903,995	Δ	24,106
П	正明	未財産期末残高		12,436,966		12,285,454		151,511

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の とおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 静岡県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 西河 修

登録番号 20841

事務所 静岡県静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ706

あおば法律事務所

- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日

令和元年8月1日 令和元年8月7日 日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の とおり公告します。

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 平井 康博

登録番号 20803

事務所 大阪府大阪市中央区平野町2-1-2 沢の鶴ビル6階

平井康博法律事務所

- 3 処分の内容 業務停止6月
- 4 処分が効力を生じた年月日

令和元年8月6日

令和元年8月7日 日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記の とおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 佐藤 貴一 登録番号 44160

事務所 大阪府大阪市北区西天満1-9-20 第二大阪弁護士ビル204 佐藤貴一法律事務所

- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日 令和元年8月6日

令和元年8月7日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10 条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和元年8月23日 茨城県教育委員会

1 失効した免許状

氏名 芳 雄太、本籍地 鹿児島県 免許状の種類、授与権者、授与年月日

- (1) 中学校教諭一種免許状(社会)、茨城県教 育委員会、平成31年3月26日
- (2) 高等学校教諭一種免許状(地理歷史)、茨 城県教育委員会、平成31年3月26日
- (3) 高等学校教諭一種免許状(公民)、茨城県 教育委員会、平成31年3月26日
- 2 失効年月日 令和元年7月25日
- 3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳代後半~ 40歳代前後の男性、身長175.5cm、推定体重 54.9kg、着衣は黒色ジャンパー、灰色パーカー、 灰色長袖Tシャツ、黒色半袖Tシャツ、茶色カー ゴパンツ、黒色ジャージ、赤色チェック柄トラ ンクス

上記の者は、平成31年3月10日午後3時23分結 城市大字上山川3388番地結城市立上山川小学校か ら北東方の鬼怒川水中で発見されました。死亡日 時及び死因は不詳。身元不明のため火葬に付し、 遺骨は群馬県館林市源清寺に安置してあります。 心当たりの方は、結城市福祉事務所まで申し出て ください。

令和元年8月23日

茨城県

結城市長 前場 文夫